

# 神戸中医美容整体学院内

## 神戸中医経絡研究会 会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 1. この会(以下「本会」という。)は神戸中医経絡研究会という。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を兵庫県神戸市中央区布引町4丁目2-6 カーサ三宮ビル8Fに置く。

(支部)

第3条 本会は理事会の議決を経て、必要の地に支部を置く。

### 第2章 目的及び研究内容

(目的)

第4条 本会は、神戸中医美容整体学院を卒業し認定証を取得したセラピストを対象に、中医学、東洋医学に関する学力、技術の向上促進を図り中医セラピスト療法と北京中医薬大学国際学院による推掌、鍼灸、気功科学、漢方医学を探究し、もって中医学、東洋医学の二流とセラピスト療法の進歩、普及並びに地域社会に貢献することを目的とする。

(研究内容)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、主として次の研究を行う。

1. 中医美容セラピスト療法に関する探究
2. 中医学による推掌按摩療法に関する探究(中医基礎、人体観法)
3. 中医学による鍼灸、漢方医学の研究(生理学、病因病機、中医断学)
4. 気功科学(気一元論の研究)
5. 太極拳法を通して外気、内気による健康法の研究
6. 中医学、東洋医学の細部にわたる研究発表
7. 中国伝統医学の歴史(中日東洋医学略年表)
8. 国内外の関連諸機関との研究交流
9. その他前条の目的を、達成するために必要な研究

### 第3章 事業及び支援

#### (事業)

第6条 本会は、第4条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 研究会の開催及び、学力と技能の定期的チェックを会員に対し個別に行う。
2. 会報とその他の出版物の刊行
3. 中医学、東洋医学に関する調査研究
4. 中医セラピスト損害賠償団体保険加入の申込み受付
5. 国内外の関連諸機関との提携及び交流
6. その他第4条の目的を達成するために必要の事業

#### (支援)

第7条 本会は、会員の様々な悩み、不安を取り除き、もって円滑な運営を目的として行う。

1. 中医美容に対する療術技法の指導
2. 中医学、東洋医学に関する知識のアドバイス
3. 売上の増加方法の指導
4. 経営全般の指導
5. 会計、経理、税務などの処理方法のアドバイス
6. 施術ミスによる事故や苦情の処理方法の指導
7. 店舗開設等の相談、指導
8. 神戸中医美容整体学院に附属した学院経営の相談、指導
9. 設備投資等の相談
10. 施術応援による療術師の派遣依頼の受付
11. 留学に関する相談
12. 卒業生の紹介による入学希望者に関する相談
13. その他以上の項目にない中医美容セラピストに関する相談、指導。

### 第4章 会員

#### (種別)

第8条 本会の会員は次のとおりとし、名誉会員及び正会員をもって会員とする。

- (1) **名誉会員**/本会に功労のあった者で、理事会の推薦により、会長、副会長の承認を得た者。
- (2) **正会員**/神戸中医美容整体学院を卒業し認定証を取得後本会の定める期限内に入会資格審査並びに入会試験に合格した者で、中医学、東洋医学に対し研究心旺盛で、教職員の指示指導教示に真面目に従え

る者。

- (3) 賛助会員/本会の目的に賛同し、その事業を援助する団体又は個人
- (4) 海外会員/本会の目的に賛同する海外在住の日本人及び外国人

#### (入会)

**第9条** 本会の会員になろうとする者は、本会の定める期日に入会資格審査並びに入会試験に合格の上、入会申込書に入会金及び当該年度の会費と療術師責任損害賠償団体保険加入済書類のコピーを添えて会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。なお、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。ただし、名誉会員であっても年会費以外は自己負担とする。

#### (入会及び年会費)

- 第10条**
- 1. 本会の入会金は次のとおりとする。
    - (1) 正会員 /3, 000円
    - (2) 賛助会員/10, 000円
    - (3) 海外会員/10, 000円
  - 2. 入会の年会費は次のとおりとする。
    - (1) 正会員 /年額 3, 500円 (認定資格による)
    - (2) 賛助会員/年1口以上 (1口10, 000円)
    - (3) 海外会員/年額 30, 000円
  - 3. 名誉会員は、入会金及び年会費を納めることを要しない。
  - 4. 既納の入会金及び年会費はいかなる理由があっても返還しない。

#### (会員の事業参加)

**第11条** 本会の会員は、施設を利用する等本会の事業に優先的に参加することができる。

#### (資格の喪失)

- 第12条** 会員は次の事由により、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき
  - (2) 禁治産若しくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき
  - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は、法人若しくは団体である会員が解散したとき
  - (4) 年会費の納入が期日より3ヶ月間滞納したとき
  - (5) 除名されたとき

#### (退会)

**第13条** 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

**第14条** 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、会長が除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき
- (2) 理事会及び会長の承認を得ず、会員が独自で集会を催したとき
- (3) 本会員が他の類似する会に加入したり、他の流儀・流派の学術、技術を取り入れたとき、又は取り入れようとしたとき
- (4) 会員同士の得意先をその会員の承諾なくして無断で取り込む等して、その利益を害したとき
- (5) 本会の指導教師及び講師の指示、指導に従わなかったとき。
- (6) 本会の指導教師及び講師が会員に対し、その能力に応じて学力、技術のチェックを目的として招集に応じなかったとき
- (7) 本会が定める療術台、白衣を使用しなかったとき。
- (8) 本会の定める施術工程を遵守しなかったとき
- (9) 他の会員に対し、本会の承認を得ずして、物品の販売を目的とした勧誘等を行ったとき
- (10) 本会の会員としての義務に違反したとき

## 第5章 役員及び教職員

(役員)

**第15条** 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内  
(うち会長1名、副会長2名以内、常務理事3名以内)
- (2) 監事2名

(役員を選任)

- 第17条**
1. 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序でその職務に就任し行う。
  3. 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
  4. 理事は、理事会を組織して、この会則に定めるもののほか、本会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、本会の運営が正常に行われているかを監査する。

(役員任期)

- 第19条
1. 本会の役員任期は、3年とし、再任を妨がない。
  2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  3. 役員は、その任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

- 第20条 役員が各号の一に該当するときは、理事現数の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の思考にたえないと認められるとき
  - (2) 職上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき

(役員報酬)

第21条 役員は、無給とする。

(教職員)

- 第22条
1. 本会の研究による教示、指導する教師並びに事務を処理するため必要な教職員を置く。
  2. 教職員は、理事会の議決を経て会長が任免する。
  3. 教職員は、有給とする。

## 第6章 会議

(理事会招集等)

第23条 理事会は、毎年必要に応じて会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は理事現数の3分の2以上から会議に付議すべき事項を示して、会長の承認があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(理事会定足数等)

第24条 1. 理事会は、理事現数の3分の2以上の者が出席しなければ、そ

の議事を開き議決することができない。ただし当該議事につき書面をもってあらかじめ意見を表示した者は出席とみなす。

2. 理事会の議決は、この会則に別般の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (理事会の議決事項)

**第25条** 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) その他会長が必要と認めた事項

#### (会員への通知)

**第26条** 理事会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

#### (議事録)

**第27条** すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

#### (資産の構成)

**第28条** 本会の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会及び会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

#### (資産の種別)

**第29条** 1. 本会の資産を分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の試算とする。

#### (資産の管理)

**第30条** 本会の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、常務理事が保管する。

**(基本財産の処分の制限)**

**第31条** 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ会長の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

**(経費の支弁)**

**第32条** 本会の事情遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

**(事情計画及び収支予算)**

**第33条**

1. 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を得なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。
2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により同項に規定する理事会を開催することができないときは、理事会の議決を省略することができる。  
この場合においては、次回開催時の理事会において、その承認を得なければならない。

**(収支決算)**

**第34条**

1. 本会の収支決算は、会長が作成し、財産目録、事業報告書、財産増減事由書及び会員の異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会の承認を受けなければならない。
2. 本会の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

**(長期借入金)**

**第35条** 本会が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ会長の承認を受けなければならない。

**(新たな義務の負担等)**

**第36条** 第31条但し書及び前条に規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、本会が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第37条 本会計年度は、毎月1月1日に始まり、翌年12月31日に終る。

## 第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第38条 この会則は、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ会長の承認を得なければ変更することができない。

(解散)

第39条 本会の解散は、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ会長の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第40条 本会の解散に伴う残余財産は、理事現数の4分の3以上の議決を経、かつ会長の承認を得て、本会の目的に類似の目的を有す関連グループに寄附するものとする。

## 第9章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第41条 1. 本会の事務局に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 会則
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及び他の教職員の名簿並びに履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収支支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (8) 庶務日誌
- (9) 官公署往復書類
- (10) その他必要な書類及び帳簿

2. 前項の書類及び帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、前項第6条の帳簿は10年以上、同項第8条及び9号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細則)

**第42条** この会則の施行についての規定は、理事会の議決を経て別に定める。

**附則**

1. 従来の神戸中医美容研究会に属した会員および権利義務の一切は、本会が継承する。
2. この会則は、本会会長の承認があった日から施行する。